秋田県

公文書館だより

第22号　平成20年３月10日

資料紹介

「実業補習学校関係資料」

実業補習学校は、明治二十三（一八九〇）年の「小学校令」で四年間の義務教育を終えた青少年に対して、小学校教育の補習及び簡易な職業教育を施すことを目的として設置されました。繊維産業を中心とする産業の近代化により、実業教育の必要性が高まったことが背景とされています。明治二十六年には文部大臣井上毅により「実業補習学校規程」が制定されました。

当館には、実業補習学校関係の資料が一八九点確認されます。このうち、「秋田県統計書」には明治二十九年から明治四十四年までに設置された実業補習学校の学校名、場所、創立時の科目、生徒数などが記されています。また、設置の状況を示す資料としては、明治三十九年の「実業補習学校設置認可」、明治四十四年の「実業補習学校認可書類」などがあります。

県内で確認される最初の実業補習学校は、明治二十九年に設立された八森村岩館村組合立水産補習学校です。次に横手町の私立平鹿義塾（商業補習学校）が設立され、明治三十年代後半から県内各地に設置されました。実業補習学校は小学校に附設されることが多く、日曜日や夜間、農閑期や冬季のみの開校も認められていました。また農業補習学校が多く、青年団・処女会などの組織とも結びつくなど、農山漁村の青年教育機関的性格が強くなっていきました。都市部では商業補習学校の設立が見られ、大正十五年には能代市立能代商業高校の前身の一つである能代女子実業補習学校が設立されています。

実業補習学校への就学率、出席率は伸び悩み、県は市町村への設置義務を課したり専門教員の養成や校舎建設の補助などを行い、昭和四年六月には「秋田県実業補習学校規程細則」を改正して、保護者と雇用主に、青少年を就学させることを義務づけました。また、昭和四年七月「実業補習学校の青年訓練所充当に関する規程」が定められました。これにより設備・指導内容・教員などが重複することが多かった、青年訓練所を実業補習学校に充当する動きが広まり、昭和十年四月の「青年学校令」施行により統合、廃止となりました。

現在、県内における実業高校の多くが統廃合の対象になっています。高校教育の場において、新しい職業教育の場を確立し、時代に対応できる道を示す事が求められている現代においてこそ、戦前における実業補習学校の功罪と戦後の高等学校創設の精神が活かされることを願っています。

（公文書班　煙山英俊）

主な実業補習学校関係資料

資料名	簿冊完結年度	内　容
秋田県統計書	明治29～昭和10	創立時の科目、場所、生徒数など
第三課学務掛事務簿	明治32～34	八森村・岩館村組合水産補習学校 授業料規則改正など
第二部学務課事務簿	明治38～39	実業補習学校設置認可など
実業補習学校設置認可	明治39	
内務部教兵課事務簿	明治40～大正14	実業補習学校設置認可、教員任免など
実業補習学校教員辞令簿	明治43	
実業補習学校認可書類	明治44	
郡訓令乙号綴	大正1	実業補習学校費へ郡補助など
町村条例書類	大正2	植田村実業補習学校基本財産蓄積条例など
河辺郡達	大正3	実業補習学校及青年夜学会費補助規程など
実業補習学校教員資格認可書	大正3	
郡訓練綴	大正7	農業補習学校補助書交付など
庶務係事務簿	大正7～8	実業補習教育普及について
実業補習学校奨励金交付書類	大正11	
実業補習学校教員資格認可書類	大正12	
郡市長会議書類	大正13	補習学校専任教員給補助など
教兵課事務簿	大正14	岩崎町実業補習学校建築認可申請
永年保存書類	大正14、15	実業補習学校設置、廃止認可など
規則改正綴	大正15	本荘実業補習学校学則変更認可申請など
学務課事務簿	昭和2、3	実業補習学校廃止、学則改正など
県参事会議案下調	昭和3	小学校教員補習費など
学務課事務簿	昭和4	国見農業補習学校を横沢農業補習学校に合併
水産補習教育補助書類	昭和5	

資料紹介

「米沢町記録」について

「米沢町記録（よねざわまちきろく）」は、秋田藩の城下町久保田の代表的な町方文書のひとつです。昭和四十一（一九六六）年三月三十日に「古文書　米沢町記録」（指定書記号番号・古2）一二三点として秋田市指定文化財に指定されたこの資料群は、平成十四（二〇〇二）年三月、原所蔵者から寄贈の申し出があり、秋田県公文書館の所蔵となりました。

資料の一部に劣化損傷がみられたため、平成十六、十七年度に修復を施し、整理作業を進めました。受け入れ時点で全一二三点の資料群が、枝番号を施すなどの整理の結果、全一七七点の資料群として、平成十九年から一般に閲覧公開となりました。

米沢町（現在の秋田市楢山南中町の一部）は、久保田南部の足軽町内に設置された町人町です。従来の研究により、元禄十五（一七〇二）年に米家督を獲得した経緯や、周辺村々の家督破りの横行に対する米家督争いの様子などが明らかにされています。久保田では、米家督とは城下町内での米の小売・突売を承認される営業特権を意味します。しかし「米沢町記録」には、この米家督に関連する資料にとどまらず、町運営や住民構造、経済状況など町人の生活や動向に関する情報が豊富に含まれています。

まず中心資料となるのが、文化元（一八〇四）年から安政五（一八五八）年におよぶ全四〇冊の「丁代日記（ちょうだいにっき）」です。丁代とは、町奉行や庄屋からの連絡を町内に通達したり、町内の動向を控帳にまとめたりする役割の町役人です。この日記にはその年の正月の米相場の金額、米沢町町人の人数と組合構成、そして丁代と錠笥番（じょうしばん）（金銭や米穀を取り扱い、管理する町役人）を務める町人名の他に、町内の出来事、藩の会談所や庄屋からの通達などが数多く記されています。

次にまとまった資料として、弘化三（一八四六）年から安政五年にわたる米沢町の収支を記した「勘定帳」が挙げられます。これにより、当時の公的出費の内訳が、毎月の役銭、各神社へ奉納する初穂、庄屋に対する礼銭、丁代任務の必要経費であることがわかります。丁代の経費が「丁代筆墨袴代」と具体的に記される点が興味深いところです。

また、米沢町の由緒を示す願書や口上書、町の範囲や地形を示す検地帳や坪割帳、役負担などの様子をあらわす証文類も残されています。米沢町は文化十三（一八一六）年六月朔日に火災に見舞われたことが当時の記録より明らかで、この際に多くの資料が失われたと考えられます。そのような状況で残されたこれらの資料は、米沢町の成立や役割を示す基本資料として当時から大切に保管・管理されてきた可能性が高いと言えるのではないでしょうか。

この他にも、丁代に提出された証文や願書類を綴ったまとまりが残り、例えば米沢町の住民異動について、その理由や背景、屋敷譲渡の様子などを探ることができ、当時の住民動向の復元も可能です。

当館の古文書は秋田藩の藩政文書が中心であり、城下町久保田の町方文書は「大町三丁目記録」（特一五九二～一五九七）や佐々木弥左衛門家に関する資料（A二八八・三―二一～二四）など、非常に限られています。豊富な情報を含む「米沢町記録」を、城下町久保田の町人社会研究をはじめ、様々な分野で活用していただきたいと考えています。

なお、拙稿「秋田藩米家督町に関する一考察」（秋田県公文書館「研究紀要」第一四号）で、より詳細な紹介をしていますので、あわせて参照してください。

（古文書班　加藤昌宏）

米沢町記録　丁代日記

平成十九年度　企画展

「秋田県の成立と市町村の移りかわり
―廃藩置県から平成の合併まで―」

〈期間〉八月二十八日～十月十九日
〈場所〉当館特別展示室

今年度の企画展では、秋田県内の市町村合併が一段落した機会に、廃藩置県から平成の合併までの行政区画の変遷を公文書でたどりました。館所蔵の秋田県庁文書および郡役所文書とともに、市町村から借用した戦前の貴重な公文書も展示しました。県や市町村がどのような歴史を経て現在に至ったかを紹介し、それを記録した市町村公文書を保存利用する重要性もアピールする構成でした。

当館では、市町村史料保存機関連絡会議で平成十四年度以来、合併時の市町村公文書の保存をテーマに取り上げ、十七年度からは市町村公文書等保存状況調査を行っています。今回の企画展も、このような公文書保存支援活動の中から生まれたものです。

展示の構成は次のとおりです。

第一区…廃藩置県と秋田県の成立
第二区…大区小区制
第三区…市制・町村制施行と明治の町村合併
第四区…郡制と郡役所
第五区…戦時体制と地方総監府
第六区…地方自治法施行と新県政
第七区…昭和の市町村合併
第八区…平成の市町村合併
第九区…市町村合併と公文書保存

第一区では明治四（一八七一）年七月の廃藩置県後に現在の秋田県域に成立した旧亀田県や旧本荘県の管内絵図などを紹介しました。

第二区では、従来よく知られていなかった秋田県の大区小区制をパネルで解説しました。特に「秋田県第七大区中第一小区陸中国鹿角郡毛馬内町毛馬内村略絵図」は観覧者の目を惹きました。

第三区では、「市町村制取調事務簿」等を展示し、市制・町村制への移り変わりを紹介しました。

第四区では、郡役所文書を中心に、郡制と郡役所を解説しました。十和田湖の国立公園指定候補に関する鹿角郡役所文書は、観覧者の関心を呼びました。

第五区では、本土決戦を想定した広域行政区の地方総監府、また戦時中の「週報」も紹介しました。

第六区では、地方自治法下で実施された最初の県知事選挙に関する告示等を展示し、また戦後の県庁機構の再編の様子もパネル展示しました。

第七区では昭和の合併を扱い、県の町村合併促進審議会の写真と、各市町村の合併関係事務簿を前期・中期・後期で入れ替え展示しました。合併関係の事務簿には、合併直前の商店街を記録した貴重な写真もあり、大判パネルにして展示しました。

合併前の旧湯沢町駅前（昭和29年頃）

第八区では、平成の合併後の新行政区画をパネルで示し、また合併に関する県の広報パンフレットや、町村記念誌も展示しました。

第九区では、当館の公文書保存支援活動をパネル紹介すると共に、秋田市、由利本荘市、八峰町から借用した戦前の公文書を展示しました。八峰町の旧八森村役場文書は、戦前（昭和三～十八年）に実施されていた陪審員制度に関するものです。県内でも珍しい資料であり、平成二十一年五月までに施行される裁判員制度との関連で観覧者の興味を惹きました。アーカイブズに過去を学ぶ姿勢と共に、市町村における公文書保存の重要性も強調できたのではないかと思います。

今回の企画展は、秋田わか杉国体の文化芸術プログラムの一環にも組み込まれました。同プログラムは開催地の文化の紹介も目的としており、公文書館では企画展を通して秋田県の近現代史を紹介する役割も果たしました。また、全国大会等との連携を通して、自治体の歴史的アイデンティティを紹介する資料を提供する機関として、公文書館の今後の可能性を示唆した機会でもありました。

（公文書班　柴田知彰）

平成十九年度　特選展示

『公文書館所蔵の秋田県指定有形文化財』

特選展示は『公文書館所蔵の秋田県指定有形文化財』をテーマに、十一月二日～二十九日の四週間の日程で開催しました。

秋田県公文書館は、県指定有形文化財として昭和二十七年（一九五二）十一月に本県で二番目に指定された「出羽一国御絵図」から平成十八年度（二〇〇六）指定の「日本六十余州国々切絵図」六十九点に至る合計九件で八十六点（詳細な点数は一、三四四点）もの資料群を所蔵しています。その中には、「出羽一国御絵図」や「梅津政景日記」・「国典類抄」など全国的に注目されている資料も含まれています。

そこで、こうした貴重な文化財を一堂に掲げ、広く紹介するため特選展示を企画しました。

また、この機会に当館が次期文化財指定の候補として挙げている「秋田県庁近代文書群」（一万数千点）も合わせて紹介しました。

今回の展示では、まず、最新の指定文化財である「日本六十余州国々切絵図」の中で「出羽国」（複製）を紹介しました。

次に「秋田領給人町絵図」として、大館・檜山・刈和野・角館・横手・湯沢・院内の所預・組下持の置かれた領内要所の各給人町絵図（複製）を、続いて「久保田城下絵図」として、正保の城絵図（正保の「出羽一国御絵図」と「郷帳」とともに作製され提出されたものの控え）二点（複製）と宝暦の久保田城下絵図（複製）を紹介しました。

そして「佐竹北家日記」（原本）・「羽陽秋北水土録」（原本）・「国典類抄」（原本）・「梅津政景日記」（原本）・「出羽一国御絵図」（複製）と続き、さらに「秋田県庁近代文書群」の中から選りすぐりの九点（原本）を紹介しました。

四週間の短い期間ではありましたが、二、〇〇〇名を上回る方々にご覧いただき、また、展示終了後に閲覧請求や問い合わせも寄せられるなど反響がありました。

当館では、今後もこうした機会を通して、より多くの所蔵資料を紹介していきたいと考えています。

（古文書班　伊藤成孝）

翻刻刊行物のお知らせ

『宇都宮孟綱日記』第三巻

当館では一昨年より幕末秋田藩の家老宇都宮孟綱の日記を刊行していますが、この三月に第三巻を刊行しました。第三巻は嘉永二（一八四九）年一月から嘉永五年十二月までの日記を対象に翻刻しています。

時期的にはペリーが来航する直前であり、激動期を迎える直前の秋田藩の様子がよくわかります。

とりわけ、秋田藩は嘉永二年五月から十月にかけて幕府から目付を迎えており、幕府役人の長期滞在に家老としてどのような対応をしたのかがわかります。

なお『宇都宮孟綱日記』は各都道府県の公文書館や図書館でご覧いただけますが、五千五百円で頒布もしています。御希望の方は左記までお申し込みください。

〒011-0901
秋田市寺内三千刈一一〇-一
秋田活版印刷株式会社
☎018(888)3500

平成十九年度　市町村公文書等保存状況調査

平成十七年度から始めた本調査は、自立を選択した十市町村を今年度に実施し、全市町村(現在二十五、合併前六十九)の調査を終えることができました。市町村の方々の御協力に感謝いたします。公文書の散逸や廃棄は、合併が遠因になることもあるでしょうが、直接的な要因としては、①庁舎の移転・改築の際の整理・廃棄、②書庫や倉庫が手狭になったためのクリーンアップ、③文書管理規程に従って行われる保存期間経過後の廃棄、④地震・火災などの災害による消失が主な原因であることが判明してきました。これらは、自立を選択した市町村でも起こりうることです。

本調査を通じ、今後の公文書の適切な保存・利用のために必要と感じたところをいくつか述べたいと思います。

一、公文書の保存場所が散在しており、早急に所在情報を共有化し、将来的には集積する必要があること。

廃棄、時の経過による忘却、紙の劣化を防がねばなりません。

二、現用の公文書、非現用となった公文書を問わず、目録の整備が大切であること。

住民にとって公文書の公開や利用を求めるには目録が拠り所になりますから、目録がないと情報隠しととらえられかねません。

三、公文書館法に基づく公文書等の利用に関する規程を整備する必要があること。

当面は情報公開制度を利用して公開する方法もありえます。ただ、情報公開制度は、現用の公文書が対象で、非現用となり歴史資料となった公文書への適用は本来的には趣旨に沿わないものです。

訪問調査はひとまず終了しますが、その成果を還元するとともに、公文書館の設立や公文書館機能を持とうとする市町村には、引き続き支援していく予定です。合併を機に公文書が散逸する、それを防ぐために、と始めた本調査ですが、これが契機となり、各市町村が公文書館機能を保有することとなれば、と願ってやみません。

(公文書班　堤　明彦)

平成十九年度　市町村史料保存機関連絡会議

当館では、平成十九年十一月十五日に「公文書・古文書の公開と利用」をテーマとした標記会議を開催し、四十名の参加がありました。

会議の内容は次のとおりです。

一　基調講演

「国立公文書館の公開制度
－歴史公文書と個人情報－」
国立公文書館　米川恒夫氏

二　報　告

①市町村における公文書公開に向けて
秋田県公文書館　煙山英俊

②古文書の公開と利用
秋田県公文書館　畑中康博

三　情報交換

講演の中で米川氏は、「日本の公文書管理は他の先進諸国と比較すると立ち遅れています。公文書等は国民共有の『資産』であり、『公開制度は何のためにあるのか』という目的意識をしっかり持って、地方自治体の中から『公文書館モデル』となるような事例を作ってください。」と話し、「公開と利用」に向け地方自治体の奮起を促しました。

また、当館での公文書、古文書の公開と利用等に関する事例報告を行い、その後の参加者との情報交換では、歴史的文書の保存に関する規程等の改正や公文書館設立検討会の設置などの取り組みが市町村から報告され、県内市町村において公文書等の保存・公開に向けた動きが活発化していることを窺わせました。

(公文書班　髙橋寿樹)

米川恒夫氏による基調講演

「インターンシップ」「教員十年目研修」の受入について

当館では、今年度初めて「高校生のインターンシップ」と「教職十年経験者研修」の受け入れをしました。

「高校生のインターンシップ」は、七月の三日間、秋田県立能代高等学校の生徒二名が、古文書解読講座の準備をはじめ、未整理資料の整理作業、企画展の準備などを体験しました。

「教職十年経験者研修」では、八月に県立大曲高等学校の教諭、十二月には、県立横手高等学校の教諭が各五日間、主に「公文書館設置の意義」「公文書館の業務の流れ」の説明を受けた後、未整理資料の整理と目録作成やカウンター実習などに取り組み、短い期間ではありましたが、じっくりと公文書館業務を体験しました。

（古文書班　伊藤成孝）

研修の様子（上下とも）

平成十九年度 各種講座

歴史講座…当館の所蔵資料をもとに、秋田の歴史について深く学びたいと考えている方を対象に実施

	期　日	テ　ー　マ	講　師　名
第1回	6/ 8	南北朝の内乱と北羽	塩　谷　順　耳 （前秋田市史編纂中世部会長）
第2回	7/27	関ヶ原合戦と秋田の変動～統治をめぐる中央と地方の葛藤～	加　藤　民　夫
第3回	8/24	岡本元朝と秋田藩の修史事業	伊　藤　成　孝
第4回	10/12	天保の大飢饉と北浦一揆	茶　谷　十　六 （民族芸術研究所理事長）
第5回	12/ 1	幕末期から明治10年代にかけての秋田のコレラ対策	菊　池　保　男
第6回	2/ 8	秋田県の実業補習学校について	煙　山　英　俊

古文書解読基礎講座…はじめて古文書を学ぶ方を対象に、3回シリーズでⅠ期とⅡ期に分けて少人数制で実施

	Ⅰ期　　Ⅱ期	テ　ー　マ	講　師　名
第1回 第2回 第3回	7/ 7 ・ 8/18 7/21 ・ 9/ 1 8/ 4 ・ 9/15	「国典類抄」に見る吉良上野介 系図関係資料を読む 大久保彦左衛門の「三河物語」を読む	菊　池　保　男

古文書解読専修講座…これまでに古文書を読んだ経験のある方、現在勉強されている方を対象に実施

	期　日	テ　ー　マ	講　師　名
第1回	7/24	①秋田藩家蔵文書 天英公(義宣)から小場源左衛門宛の書状を読む ②江戸のベストセラーを読もう	越　中　正　一 畑　中　康　博
第2回	9/18	①利根川・荒川手伝普請と秋田藩 ②「東遊雑記」がしるす近世中期の東国秋田～古河古松軒の秋田観～	伊　藤　成　孝 渡　部　紘　一
第3回	11/13	①天保の国絵図と森吉嶽 ②明治二年、庄内取締～或る久保田藩士の日記から～	加　藤　昌　宏 嵯　峨　稔　雄

所蔵資料活用講座…所蔵資料の活用方法を中心とした内容の講座を、今年新たに実施

	期　日	テ　ー　マ	講　師　名
	8/8	先祖調べを中心として	畑　中　康　博

秋田県公文書館
平成二十年度の事業計画

◆総括的事項

- 『研究紀要』第十五号の発行
- 『公文書館だより』第二十三号の発行
- 秋田県公文書館懇話会の開催
- 県内市町村との連絡会議の開催
- 『事業年報』第十五号の公表

◆公文書班事業計画

- 公文書館普及展の開催
- 閲覧室常設展示の実施
- 公文書の引渡（知事部局及び教育委員会）
- 公文書の引渡体制の整備奨励（議会、教育委員会以外の行政委員会）
- 公文書の評価選別（保存・廃棄）
- 公文書の非公開情報点検、目録整備及び公開の推進
- 公文書の件名入力及び公開
- 行政刊行物の収集、目録整備及び公開
- 行政資料所在調査
- 市町村の公文書館機能の推進支援
- 公文書の保護及び複製物作成
- 「秋田県庁文書群目録」第六集の発行

◆古文書班事業計画

- 古文書の整理及び目録の整備
- 絵図の複製
- 古文書の修復
- 古文書のマイクロフィルム化・複製品化
- 「北家日記」の翻刻原稿の照合
- 館外資料の収集（県内・外の資料をマイクロフィルム化）
- 資料調査（県内・外数カ所で実施）
- 講座の開催　古文書解読講座　資料活用講座　歴史講座
- 「古文書倶楽部」（古文書広報紙）の発行
- 「宇都宮孟綱日記」（第四巻）の刊行とデジタル化
- 企画展の開催

表紙解説

「海岸絵図」　（県C－598）

日本近海に出没する外国船に脅威を覚えた江戸幕府は、嘉永二（一八四九）年九月、全国の大名に次の事項を書き入れた海岸絵図の作製を命じます。

①城下や村から海岸までの距離
②沖合約五十四メートルから約三千二百七十メートルの水深
③隣領領主の名前

この要求項目を満たした絵図を幕府に提出するためには海岸や道路の正確な測量が必要であり、秋田藩では用人兼御境目奉行の吉川久治がこの任にあたりました。

『宇都宮孟綱日記』嘉永三年十一月二十六日条には、吉川久治が完成した海岸絵図を披露し、これを見た宇都宮孟綱は「是迄無之細密、至極結構ニ出来致候。久治事はケ様之事ニ相達候者にて、後人之加候処無之、誠ニ御宝物ニ在之候也」と絶賛した記事があります。

絵図を見ると北緯四〇度の線が書かれており、秋田藩の絵図作製技術の頂点を見る感じがします。

平成十九年度
寄贈・寄託史料

田口勝一郎収集文書群（秋田市）
吉澤家文書（東京都）

公文書館 利用案内

【開館時間】

- 平　日
  十時～二十時（四月～十月）
  十時～十九時（十一月～三月）
- 土・日曜日、祝日
  十時～十八時

【休館日】

- 毎月平日の初日
- 年末年始
  （十二月二十八日～一月三日）
- 特別整理期間（平成二十年度）
  （十二月一日～十二月八日）

公文書館だより　第二十二号
平成二十年三月十日
編集発行　秋田県公文書館
〒010－0952
秋田市山王新町十四－三十一
電話018（866）8301
URL http://www.pref.akita.lg.jp/kobunsyo/

この印刷物は一、二〇〇部作成し、その経費は一部当り七十六円です。